

令和6年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和6年6月18日（火）

付議事件	1
出席者	1
欠席者	1
傍聴議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	10
閉会	11

文教福祉常任委員会 令和6年6月19日（水）

付議事件	15
出席者	15
欠席者	15
傍聴議員	15
説明のため出席した者	15
事務局職員出席者	16
開会	17
議案の説明、質疑	19
議案の採決	27
所管事項の報告	28
請願の審査	29
請願の採決	33

閉会	3 4
----	-----

総務常任委員会 令和6年6月20日（木）

付議事件	3 7
出席者	3 7
欠席者	3 7
傍聴議員	3 7
説明のため出席した者	3 7
事務局職員出席者	3 8
開会	3 9
議案の説明、質疑	4 0
議案の採決	5 1
閉会	5 2

建設経済常任委員会

令和6年6月18日（火曜日）

建設経済常任委員会

令和6年6月18日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 4 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 専決処分の承認について（旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

出席者（7名）

委員長	片 桐 文 夫	副委員長	永 井 孝 佳
委 員	向 後 悦 世	委 員	宮 澤 芳 雄
委 員	井 田 孝	委 員	戸 村 ひとみ
議 長	飯 嶋 正 利		

欠席者（なし）

傍聴議員（4名）

議 員	松 木 源太郎	議 員	崎 山 華 英
議 員	伊 場 哲 也	議 員	常世田 正 樹

説明のため出席した者（14名）

副市長	飯 島 茂	商工観光課長	大八木 利 武
農水産課長	伊 藤 弘 行	建設課長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	上下水道課長	多 田 一 徳
農業委員会 事務局長	戸 1 正 和		
その他担当 職員	7名		

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

黒 柳 雅 弘

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

足元が悪い中、ご苦勞さまでございます。

また、本日はクールビズ期間中ですので、会議室内が暑ければ上着の方を脱いでいただいて進行していきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、本日、傍聴に松木源太郎議員、崎山華英議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

本日は足元の悪い中、委員の皆様、また、執行部の皆さん、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

この建設経済常任委員会に付託いたしました議案は3議案でございます。何とぞ慎重なご審議をいただきまして、本日よろしくお願いしたいと思います。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。片桐委員長、お願いします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長と担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案でございます。

その内訳でございますが、まず、予算関係が1議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、次に、条例関係が1議案で、議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、専決処分の承認についてが1議案で、議案第12号は、旭市

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） よろしく申し上げます。

○副市長（飯島 茂） それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いをいたします。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課長の大八木利武と申します。よろしくお願いいたします。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課長の伊藤弘行と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課長の齊藤孝一と申します。よろしくお願い申し上げます。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課長の飯島和則と申します。よろしくお願い申し上げます。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課長の多田一徳と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（戸衛正和） 農業委員会事務局長の戸衛正和と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（片桐文夫） それでは、よろしくお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

ただいま副市長のほうより議案の説明等ありましたけれども、もう一度繰り返しになりますけれども、言わせていただきます。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、専決処分の承認についての3議案であります。

それでは、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 議案第1号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えてのご説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。
井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、議案第1号について、8款土木費の2目道路維持費、タブレットの13ページなんですけれども、この車両購入費830万3,000円ですが、本会議ではホイールローダーの購入ということでしたが、これに対して、見積りは何者から徴収しているのか伺います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 見積り等は1者から徴しております。
以上です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 1者ということで、それが適正な価格かどうかという判断は、どうしているんですかね。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 一応参考見積りということで、購入に際しては、一般競争入札のほうで対応したいと考えております。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） あとホイールローダーなんですけど、300万円で修理可能ということでしたが、今度これを新しく購入するに当たって、今まで使っていたものの下取りとか、そういうのというのは発生するのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 一応下取りをするということで考えております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はございませんか。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質疑させていただきます。

井田委員と同じホイールローダーについてなんですけれども、こちらのメンテナンスとか、グリスアップ的なものというのは、職員が自らやっているのでしょうか、それとも定期的にメンテナンスに出しているのか、その辺を教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 自主点検年1回を実施しております。業者のほうに委託しております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今回ちょっと早めに壊れてしまったのかなという気がするんですけれども、そういう職員がちょっとしたメンテナンスとかというのはやらないのでしょうか。車とかだとちょっと油差したりとか、そういうのもやと思うんですけれども、その辺に対して、お願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、見た目で、目視での点検等はあると思いますけれども、実際に細部については、業者の自主点検ということをお願いしております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 私も建設関係に携わって、重機も何台、何十台と保有してきました。そんな中で、やっぱりメーカーが点検、整備やる部分もありますが、オペレーター自体がグリスアップ等、使用前にするような箇所もあります。

だから、そういう部分でメーカーの部分とオペレーターがやる部分、これやっぱりきちんと区別して、やっぱり目視ではね、ああいう機械は長もちしませんので、そこら辺よく指導しながら使っていただければいいのかなと思ひまして、私からは以上です。そういう部分にちょっと気をつけていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 答弁はもらいますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第4号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 本会議の説明で、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に変更ということですがけれども、こちら何か行政が変わったこととか、変化ってありますか。影響があるかどうかを教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 所管が変わったことによりまして、業務に直接の影響というのはございません。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はございませんか。
井田委員。

○委員（井田 孝） この新旧対照表で布設工事監督者の資格って、この布設工事監督者というのは、上下水道課が発注した工事に対して、業者が常駐というか、それをつけるということになるのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 井田委員おっしゃいますように、上下水道課のほうで発注した工事につきまして、監督の工事職員をつけるというような形になります。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） この布設工事監督者をつける工事というのは、受注金額が幾ら以上とか、そういう規定というのはあるのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 基本的には、上下水道課で発注しました工事全てにつけるということで、こちらのほうは一度、以前、厚生労働省の所管のときに、そういったちょっと指導

がございましたので、そういった形でやっております。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） この布設工事監督者というのは1工事につき1人で、これ兼用というのはなしで、市が発注した工事一つに1人つけて、もう一個発注された場合は、また別の工事監督者をつけなければならないということですか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課で現在、布設工事監督者の要件を満たしている職員が2人いるんですが、工事については1名の方が対応するというような形を取っております。

○委員長（片桐文夫） 今、井田委員からの質疑は、1人の人が何個のあれでいいのかというような質疑でした。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 1名が幾つもの工事を監督するというので、大丈夫でございます。その形で入っております。

○委員長（片桐文夫） 1名の人が幾つかの工事に対して、できるということですよね。井田委員、大丈夫ですか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 例えば、分かる範囲でいいんですけども、この市内の指定水道業者で、前の規定だと監督できるのが何人だったんですけども、今回の緩和によって、何人ぐらい監督できるのが増えたとか、そういうのは分かるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） この緩和によって、布設工事監督者の要件を満たす職員というのは増えてくるとは思います。

ただ、そちらについては、学歴ですとか年数ですとかということがございますので、ちょっと上下水道課では全部把握はちょっとできておりません。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 議案第 12 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 12 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） この条例の失効、効力を失うというのが明記されたのは、最初は令和 6 年でしたけれども、9 年まで延びたこの 6 年間というのは、この過疎条例との関わり合い、過疎条例が切れるのはもう少し先だと思うんですけれども、この根拠はどこにあるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） この条例につきましては、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのがございます。そこで、干潟地域が過疎に指定されて、その際に、固定資産税の課税免除に関しての財政的な、固定資産税が減免されることによる減収分の交付税で補填されることに、75%補填されるんですけれども、その期限というものが法律上、令和 6 年 3 月 31 日ということ一旦切れました。それが延長されたということに伴って、この条例もそれに付随して延ばしたという形になります。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 分かりました。

現在過疎地域、干潟地域の中から、申請が四つあると思うんですけれども、これに対して申請はありましたでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 昨年度、令和 5 年度の実績で申し上げますと、3 件の申請がございました。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 安心しました。これを知らない人、結構いるんで、情報がちゃんと伝わっているということ、そこだけ確認したかったんです。ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 12 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

○委員長（片桐文夫） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 片 桐 文 夫

文教福祉常任委員会

令和6年6月19日（水曜日）

文教福祉常任委員会

令和6年6月19日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 2 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 請願第 2 号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席者（8名）

委員長	島田恒	副委員長	伊藤春美
委員	松木源太郎	委員	飯嶋正利
委員	宮内保	委員	伊場哲也
委員	常世田正樹	副議長	遠藤保明

欠席者（なし）

傍聴議員（1名）

議員 崎山華英

説明のため出席した者（20名）

教育長	向後依明	環境課長	高根浩司
保険年金課長	高野久	健康づくり課長	飯島正寛

社会福祉課長	向 後 利 胤
高齢者福祉課長	椎 名 隆
生涯学習課長	江波戸 政 和
その他担当職員	10名

子育て支援課長	八 馬 祥 子
教育総務課長	向 後 稔
スポーツ振興課長	金 杉 高 春

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和
副主幹	菅 晃

事務局次長	黒 柳 雅 弘
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

昨日は結構大きな雨で、今日はこういういい天気になっています。昨日の大雨なんかでも市内の何か所かで冠水がありました。この地方というのは本当に平らなところですので、昔から排水とかということについては、積年の課題だなというところで、我々も注意しながら、そういうところも注意しながら仕事をしていかなければいけないのかなと思った次第です。

今日はクールビズの期間中でもありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして、暑い場合には調整していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしく願いをいたします。

本日、遠藤副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日は、付託されました3議案と請願2件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、島田委員長、よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案等の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案でございます。その内訳でございますが、まず、予算関係が1議案、第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願いを申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（島田 恒） よろしくをお願いいたします。

○教育長（向後依明） それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課長の向後稔と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（高根浩司） 環境課長の高根浩司と申します。よろしくお願いします。

○社会福祉課長（向後利胤） 社会福祉課長の向後利胤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（飯島正寛） 健康づくり課長の飯島正寛と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課長の高野久と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課長の八馬祥子と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課長の椎名隆と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課長の江波戸政和です。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（金杉高春） スポーツ振興課長の金杉高春と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） それでは、ただいまから本委員会に付託されました3議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について補足説明がありましたらお願いいたします。説明、質疑については着座で結構ですので、よろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、社会福祉課所管の事業について補足説明を申し上げます。

ページ数につきましては、タブレットのページにてご説明いたします。

11ページをお願いします。

歳出になります。下の表をご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、物価高騰対応重点支援給付金給付事業2億2,500万円ですが、右側の説明欄をお願いします。

まず、1節の報酬から次の12ページにもわたりますが、1節の報酬から14節の工事請負費までが事務費となりまして、合計しまして700万円を見込んでございます。

その下の19節の扶助費2億1,800万円が、今回の3種類の給付金を合計したものです。

本事業につきましては、国が昨年度から実施している低所得世帯に対する支援の一環で、令和6年度に新たに住民税非課税、または住民税均等割のみ課税となる世帯が対象となっております。

そのため、先行実施した令和5年度での住民税区分を基準とした同様の給付金の対象となった世帯につきましては、今回の事業では対象外となっております。

また、基準日は、全国一律で令和6年6月3日と定められており、本市に住民登録があり、支給要件に該当する世帯が対象となります。

以上で議案第1号の社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） タブレット 12 ページの説明欄 14 の工事請負費、解体・撤去工事とは何を行うものでしょうか、教えてください。

○委員長（島田 恒） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、工事請負費についてお答え申し上げます。

こちらのほうは仮設の寄附金の受付会場を設けまして、そちらのほうに仮設の電話機のほうをつけております。前回からちょっと電話のほう、同じ回線を使っておるんですけども、その仮設の電話をもし撤去するとしたら工事が必要ですので、その仮設電話の撤去工事費としての 2 万円になります。

以上です。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

○委員（常世田正樹） はい。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 第 1 号議案で今、社会福祉課長から説明があった件ですけれども、この基準日が変わったということで、どのぐらい人の移動があるんでしょうか。本会議で聞きましたけれども、数字のとおりに扶助費、一番上が 1,600 世帯、2 番目が 450 世帯、3 番目の物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算分）が 260 人というご報告でしたね。基準日のことをちょっと私、失念していたんですけれども、どういう形のものか。それから、これはこの数でもって確実なんですか、それとも移動が若干あるんですか。その点も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 大きなところでは差はそんなにはないです。データ抽出を林議員からご質疑いただいたときに、私たしか 4 月 24 日ということで、そのデータを基に予算措置をしたということによってございます。その後で基準日というのがただいま申し上げました 6 月 3 日ということで、数日のずれはございますが、そんなに大きなずれはないと思います。数としては非課税世帯等、対象世帯については最初捉えた数よりも若干目減りするような傾向になりますので、この予算を確保しておれば大丈夫な状況となっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 議案第2号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 補足説明はないということであります。

それでは、議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、3点ほど質疑させていただきます。

タブレットの4ページです。看護師に准看護師を追加した理由について教えてください。

次、5ページです。調理室等に関する記述で、必要な体制を確保するよう努めるという、ちょっと曖昧な記述なんですけれども、どういうふうに体制を確保するよう努めるのか教えてください。

あと、6ページです。保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者と書いてあるんですけれども、どういった前職、例えば一回退職した保育士の方なのか、どういう目安と
いうか、そういったものを教えてください。

○委員長（島田 恒） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） まず、准看護師についてですが、これは国のほうの基準に加えられたもので、それに準じまして市のほうの条例にも追加したものでございます。

すみません、次の調理室なんですけれども、ちょっとこちら後ほど回答させていただいてもよろしいでしょうか。

保育士と同等の知識なんですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、退職した方ですとか、あとは子育ての経験がある方とか、資格は特には問いませんので、そういった方を予定しております。

○委員長（島田 恒） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。

4ページの准看護師を追加した理由が国の基準に準じてということなんですけれども、家庭

的保育事業に対して看護師の方が職として希望しないから対象幅を広げたということを私は想像したんですけれども、そういったことで国は追加したのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

○委員長（島田 恒） 常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、国がそのところを追加した理由というのは、はっきりはちょっと分からないんですけれども、恐らく今、常世田委員おっしゃったような理由もありますし、これから人数を確保していくに当たり、やはり人数確保のために、そういった部分を加えていくということだと思います。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） かなり難しい問題なんで、本会議でも聞いたんですけれども、本会議でもおっしゃったように、この事業は旭市ではやっていないということですから、今回変わっても別に旭市の今の子育て支援課のほうには関係ないんだと思うんですけれども、ただ、ちょっと気にかかることがあったんでご説明いただきたいんですけれども、私そういうこともあるんでいろいろ調べてみたら、いわゆる要綱は平成26年4月30日付でもって、旭市子育て支援課が要綱を作っているんですよね。それでこの要綱はなかなかいいものだなと思って見ていたんですけれども、この事業というのは今年の2月に作った子育て支援課のご覧になっている、令和5年度第2回旭市子ども・子育て会議の進捗状況報告書②、この中では4ページに地域型保育給付事業は実質的に令和1年からゼロだということ、やっていないということですね。ですから、今回の改正は直接関係ないんですけれども、ただ、この事業というのを旭市の場合にどうしてやっていないのか。それから、この事業をやるということについては、どういうふうな条件が必要なのか、こういう問題をちょっと話していただきたいと思います。常世田委員と同じように、細かいことをずっと見ていったんですけれども、何だこりゃ、例えば建物の4階まで今度使えるようになるとか、いろんな詳しいことが書いてあるんですけど、それは結局今のやっているところでの話だから、それよりもむしろ旭市においては、何でこの事業がやっていないのか、やらなくてもいいのか。そういうことについてちょっと簡単に教えていただきたいということです。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） この事業につきましては、新制度になったときに追加された事業でありまして、都市部などでの待機児童の解消や、人口減少地域では隣接自治体の認定こども園などと連携しながら、そういった小規模の子育て支援機能を持つところで、そういった事業体制を維持、確保するために設けられた制度でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ですから、今やっている小規模保育事業とか、事業所内保育事業とか、居宅訪問型保育事業とか、いろんな制度がありますよね。そういう中でも旭市においてはなぜこの家庭的保育事業というのはやらないで済んでいるのか。例えば今、市役所の中にある保育事業ありますね。ああいうもので代替しているということなのか、それとも旭市の保育に対する要求というのは、こういうものは今のところないという形の調査結果からやっていない。それからそういう事業者がやるということですね。そういう事業を計画するということがないということなのか、そこら辺の問題についてですけれども。

○委員長（島田 恒） 質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 松木委員、今おっしゃったようなことなんですけれども、この事業につきましては、旭市では待機児童は発生しておりませんので、今の体制で充足していると思われるということと、あと事業者からの申出もございませんので、旭市ではこの事業はやってございません。

ただ、付け加えますと認可外の事業所はございます。例えば中央病院の中ですか、ヤクルトさんですか、そういったところではやられているところはございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 暫時休憩。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○委員長（島田 恒） 再開いたします。

先ほどの保留の部分の答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 申し訳ございませんでした。

先ほどの常世田委員の調理室の体制の関係の回答なんですけれども、体制を確保するよう努めなければならないというところなんですけれども、それはどういったことかというのは、人の配置ですとか、あと一応そのやっているところでの調理が原則になりますので、調理ができるような設備、例えばコンロですとか流しですとか、そういったものを備えるということでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 大筋分かりました。家庭的保育事業って多分小規模で都市部でもやられていると思うんで、これは配食でお弁当を取ってしまったほうが早いという事業者の方のほう結構多くて、逆に何て言うんですかね、保健所の許可とか、そういうのを取るというハードルがかなり高いようなことを聞いたことがあります。ただ、旭市ではやっていないんであれなんですけれども、いろいろ調べてくださってありがとうございます。

○委員長（島田 恒） 答弁よろしいですね。

○委員（常世田正樹） はい。

○委員長（島田 恒） そのほかございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 議案第3号につきましては本会議において補足説明のほうを申し上げたとおりでありますので、本委員会での加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 補足説明はなしということで、議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第3号が、なぜこの委員会の所管になったのかというところですね。

れども、水道技術管理者が今度、所管省が変わるということが理由なんですか。

それから、基本的な改定の理由ですけれども、いろいろこう見てみますと、かなり経験を積んでいる人の学歴とか、そういうのとかいろいろ詳しいことがかなり変更になっているんですけれども、そういうような形でもって、かなりいろんな広範囲に該当者を拾えるようにというのか、職員の中から採用できるようになったということなのか。旭市においては水道事業において、この管理者の候補者である方とか管理者に指定されている方が今、何名ぐらいいるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 何点かご質疑がありまして、最初のなぜこの文教福祉常任委員会の所管になったのかということですが、この専用水道につきましては上下水道課の所管でもおかしくないとも思うんですけれども、水質とか、あと衛生に関する事務、衛生管理、設備の衛生管理など、そちらを担当するということで環境課の所管ということになりました。

（「それは昔からですか」の声あり）

○環境課長（高根浩司） これはもともと県のほうの所管でありまして、この条例自体が平成25年にできているんで、県から下りてきた事務ということで、そのときに環境課のほうで専用水道のほうは受けるというような、そういう形になりました。よろしいですか。

あと、もう1点、基本的な改定の理由ですけれども、補足説明のときにも申し上げたんですが、なかなか職員数の減少で技術者の確保が困難ということなんですが、これはそういう資格の緩和という部分で、なるべく経験年数等で多くの方にそういった資格を取ってもらうということの意図がございます。

あと、もう1点、職員で何名いるかということなんですが、まず環境課にはその資格保持者はおられません。申し訳ありませんが、ちょっと私どもそこについては把握しておりませんので、これにつきましては後でまたお答えするという形でよろしいでしょうか。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。1点目の問題は分かりました。

2点目の問題なんですけれども、結局資格的にはかなり申請してできる方が広がっているということは分かるんですけれども、では旭市は、上下水道課には、送水している水の量に関わるんでしょうけれども、この資格が条件として必要なんでしょうか。ここのところが一番の問題だと思うんですけれども、そういう資格者がいるのか、これから育てるのか、そう

いうことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、この専用水道でございますが、現在のところ旭市が設置する専用水道というのはございません。ですから、その資格、あくまでこれは上位法令の施行と改正がありまして、それに基づいて市の条例のほうを直させていただきました。どちらかというと水道部門のほうの問題になると思うんですが、ですから、ちょっとそういったこれから育てる予定というか、そういったのはこちらのほうはまだ考えていない状況です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） この条例の専用水道というのは、旭市がやっている水道ではなくて、いわゆる自治体が行うけれども、ああいう水道ではなくて、昔旭市でやっていたような地域による水道とか、そういうことですか、その専用水道というのはどういう事業ですか。

○委員長（島田 恒） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 専用水道ですけれども、水道法の第3条第6項に定義されておりまして、有効容量が100立方メートルを超える受水槽、そういったのを備えている施設とか、あるいはその受水槽以降の導管の延長が1,500メートルを超える施設といったのが該当になりますので、今のところ現在、旭市ではございません。

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） あと、先ほどの答弁漏れがありまして、資格のほうの関係ですけれども、現在、上下水道課のほうに2名おります。

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤春美） 資格の緩和ということですが、ちょっとお聞きしたいんですが、水道技術管理者の資格というものは有効期限はあるのでしょうか。

○委員長（島田 恒） 伊藤委員の質疑に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 特に有効期限をうたった部分はございませんので、その学科のほうの課程を修了して、あと経験年数、それを有していれば、こういった有資格者になれるということで、特に有効期限のほうは定めていないと思います。

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤春美） 資格を取得のときではなくて、取ってからの有効期限とかはない。ありがとうございます。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

その他、質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終了いたしました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきたいと思います。

所管事項の報告

○委員長(島田 恒) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(向後 稔) 教育総務課より、学校再編の進捗状況についてご報告を申し上げます。

まず、(仮称)干潟地域小学校の学校再編代表者会議ですが、学校再編だよりでもお知らせしておりますが、これまでに5回の会議を開催した結果、萬歳小、中和小及び古城小の統合については賛成となり、統合の位置については古城小学校、開校の予定時期については令和9年4月となりました。

現在、統合校の名称について、6月10日から7月19日の期間において、干潟地域の児童・生徒や保護者、地域住民などに募集をしているところでございます。

また、6月24日には準備委員会を設置し、今後、校歌・校章、通学方法及び学校運営など、開校に向けて具体的な内容について、継続的に協議をしていただく予定でございます。

次に、その他の地域につきましては、海上地域の小学校の再編に係る地域説明会を6月6日に海上公民館で開催し、旭市学校再編基本方針の概要と海上地域小学校の再編計画及び保護者アンケートの結果について説明してまいりました。

海上地域については、令和9年頃に滝郷小学校で複式学級の可能性があるため、今後、嚶鳴小学校、鶴巻小学校及び滝郷小学校の各小学校に地域検討会議を設置し、今後の学校再編に向けて様々な意見、要望を伺いながら、合意形成に向けて取り組んでまいります。

以上で教育総務課からの報告を終わります。

○委員長（島田 恒） そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

ここで教育総務課以外、執行部は退室をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○委員長（島田 恒） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査

○委員長（島田 恒） 次に、請願の審査を行います。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。請願第1号、請願第2号につきましては毎年同様の請願が提出されており関連がありますので、一括して審査を行います。

初めに、紹介議員でございます伊場哲也議員より、昨年と比較しまして変更点等ございましたら説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ただいま委員長のほうから昨年度と変わった点というお話がございました。昨晚、皆様方のお手元にLINEWORKSを利用して、説明内容の資料をPDFファイルでお届けしておきました。ご覧になっていただきましたでしょうか。

2年前は議会DX化が図られておりませんので、昔懐かしいこのスケッチブックを利用して請願内容を説明させていただきましたけれども、このたびは皆様方、タブレットを開いておりますように、添付ファイルをご覧いただきながら、若干の説明をさせていただきたいと思っています。

まず、請願者につきましては記載のとおりでございます。子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係 21 団体、会長が替わっております。県連絡会、田中弘美先生ということで、会長が替わっておりますので、ここで請願者代表の名前が変わりましたよということを申し述べさせていただきました。

次のスライドを開けてください。今さら言うまでもなく、毎年この時期に議会にいわゆる請願書を提出させていただき、承認をいただき、そして関係団体に意見書ということで提出をさせていただいているということにつきましては、ご承知のとおりです。

国内の小学校、中学校のいわゆる現職の先生方におかれての義務教育費国庫負担制度というものでございます。これが堅持されないとどういうことになるのかということで、スライド 3 番目、憲法第 26 条を踏みにじるものになりかねませんよといったこと、そして現実はずいぶん前から、これは平成 17 年度でしたか、三位一体改革の前の段階では、義務教育費なるものを国のほうで2分の1負担していたんですね。ところが国の財政の逼迫化、もちろん都道府県、市町村においても、決して財政が豊かではないのですけれども、国の施策として義務教育である小学校、中学校の教職員給与を3分の1を国が負担するという仕組みに変わりましたんで、これをしっかりと今現在、課題となっているのは2分の1にまた戻すという声が改善策で出ておりますけれども、現状は教職員給与の3分の1を国が負担すると、そういう仕組みになっているものでございます。したがって、今回の請願につきましては、しっかりとこの国庫負担制度をしっかりと守っていただきたいと、堅持してもらいたいということですね。

しかしながら、現実問題はこれ皆様ご存じのとおり、では先生方の給与を補助したからといって、義務教育をいわゆる受ける保護者の立場になって考えたときには、これは隠れ負担というものが実質ございまして、教材費ですとか給食費も含めてですけれども、等々のいわゆる子弟を教育するのにお金がかかっていると、そういう実態がございまして、各都道府県、国もはじめ各都道府県、市町村で様々な教育費の支援、補助というものが言われているわけですね。

いずれにしても、教育、今さら言うまでもありませんけれども、未来を担う子どもたちの心、豊かな健全育成、これが憲法に基づいての狙いでもございますし、今回出されてお

ます義務教育費国庫負担法、この第1条の堅持、教育の機会均等、教育水準の維持向上、これも絶対になくしてはいけないというものでございます。

特に昨年、一昨年と大きく変わっている点は次年度、2025年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願、この内容が大きく変わっておりますので、箇条書の形にはなりませんけれども、読み上げをさせていただきます。

一つ、教育復興にかかわる予算を拡充してもらいたいと。

二つ、教職員の定数改善を引き続き求めるというものでございます。

3、ただいま申し上げましたように、保護者の教育費負担軽減を求めるという内容でございます。

4、就学援助や奨学金事業の拡充に関する要望。

5、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー体制の学校現場における体制の充実を求めるという内容でございます。

6、個別最適化学習を一層推進したいという内容でございます。

最後、7点目でございますけれども、GIGAスクール構想の着実な推進と、それから学校現場におけるDX化の加速化。

以上、7点を次年度、2025年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願ということで出されているものでございます。

以上でございます。何かご質問等あればお出し願いたいと思います。

○委員長（島田 恒） 伊場哲也議員の説明が終わりました。

それでは請願第1号、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松本源太郎） 毎年出していただいて大変結構なことだと思うんですけども、ただ、私ちょっとここで気になるのは、今、教職員の時間外手当の問題で4%の切り捨てでもってやられていますね。これをどう改善するかが国会でも大変議論になっているわけですけども、その点についての意見というのは、この請願の中には入れられないんでしょうか。実際10%に仮にしたとしてもね、かなり残業手当についてはいわゆる今の教育、先生方の勤務状況を抜本的に変えないと難しいんだという話の一つあって、それからもう一つは、先生になる方が減ってきてしまっているんで、千葉県においても必ず、旭市においても年度初めには2校か3校、教員が配置されないということが起こっているんですけども、これらの問題については、この請願を出した団体の方々はどうな考えでもって、この7点に結びつけたのか、

簡単に説明してください。

○委員長（島田 恒） ご意見ありましたけれども、伊場議員のほうはよろしいでしょうか。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、4%から10%、この点についてのみ請願団体と面接をしたときに、私のほうから質問させていただきましたので、その点についてご回答申し上げます。

そして、今、松木委員からございましたように教育課題、社会現象も踏まえた、この点につきましては、教育総務課長並びに指導室長が控えておりますので、彼らからご回答いただけるものであるならば、ご回答いただくという形でお願いしたいと思っておりますけれども。

今回も義務教育費国庫負担制度の堅持、併せて2025年度の請願をお出しになるんですかと、ぜひお願いしますと。例の教職調整額4%、今、国会も含めて議論中であって結果は出ていないけれども、そういったことも踏まえての請願の提出なのか、ましてや今、学校の先生方のいわゆる働き方改革、そして先週あたりの新聞にも出ておりましたけれども、採用試験の前倒し等々、これらを踏まえてという話をしましたところ、結局、教職調整額4%が10%に決まっているものでもありませんのでね。ですので、引き続き提出を、請願をお願いするということについては変わらないという回答でございました。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 伊場議員がそこまでいろいろ聞いていただいて、ありがとうございます。やはりこのような請願を出す場合に、当然各自治体でもって教職調整額とか、それから時間外労働の問題とか、これだけ国も含めて協議会で大きな問題になっていることを抜いて、その意見書を出すというのは、かなり私は厳しいんだと思うんですよ。この7点について私は了解しましたけれども、そこら辺の問題とか、それから毎年必ず県内は私のところにも県議団から資料が来るんですけれども、旭市の場合は1校か2校、多いときはもうちょっと多いですけれども、4月1日現在の先生が足りない。地元でもって予算をつけて探せば何とかかなるんだけれども、そのままで、教頭が代行してやっているとかという、そういう事件が起こっているんでね。これをやっぱり解決するということも頭に入れた意見書になってくれればなと思っていましたので、お聞きしました。ありがとうございます。

○委員長（島田 恒） それでは、請願に対するご意見ということで受け取らせていただいてよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(発言する人なし)

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、請願第1号、請願第2号の審査を終わります。

ここで教育総務課は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は自席でお待ちください。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（島田 恒） それでは、討論を省略して採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(島田 恒) 以上で本日の日程は終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒

総務常任委員会

令和6年6月20日（木曜日）

総務常任委員会

令和6年6月20日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
議案第 5 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（I－B型））
議案第 8 号 専決処分の承認について（令和6年度旭市一般会計補正予算）
議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
議案第10号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第11号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

出席者（8名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	崎山華英
委員	木内欽市	委員	伊藤房代
委員	林晴道	委員	遠藤保明
委員	菅谷道晴	議長	飯嶋正利

欠席者（なし）

傍聴議員（3名）

議員	松木源太郎	議員	伊場哲也
議員	常世田正樹		

説明のため出席した者（19名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革 推進課長	椎名実	総務課長	山崎剛成
企画政策課長	柴栄男	財政課長	池田勝紀

税務課長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
会計管理者	小 澤 隆	消防長	常世田 昌 也
監査委員 事務局長	杉 本 芳 正	その他担当 職員	8 名

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	黒 柳 雅 弘
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 2分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、クールビズ期間中でありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整をしていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

昨日、本日で非常に暑さが予想される中での総務常任委員会の開催、誠にご苦労さまでございます。

先日の本会議におきまして本委員会に付託いたしました6議案、本日ご審議をいただくことになっております。何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、よろしくお願いいたしますと思います。

簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

本日、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で6議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に財産の取得についてですが、

1 議案で、議案第 5 号は水槽付消防ポンプ自動車の取得について、次に専決処分の承認についてが 4 議案で、議案第 8 号は令和 6 年度旭市一般会計補正予算（第 1 号）について、議案第 9 号は旭市税条例の一部を改正する条例について、議案第 10 号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議案第 11 号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） お願いいたします。

○副市長（飯島 茂） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いをいたします。

○総務課長（山崎剛成） 総務課長の山崎です。よろしくお願いします。

○財政課長（池田勝紀） 財政課長の池田です。よろしくお願いします。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課長の柴です。よろしくお願いします。

○税務課長（榎澤 茂） 税務課長の榎澤です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 秘書広報課長の寺嶋です。どうぞよろしくお願い致します。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課長の椎名です。よろしくお願いします。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課長の齋藤です。よろしくお願いします。

○会計管理者（小澤 隆） 会計管理者の小澤隆です。よろしくお願いします。

○監査委員事務局長（杉本芳正） 監査委員事務局長の杉本です。よろしくお願いします。

○消防長（常世田昌也） 消防長の常世田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） 以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました 6 議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号につきましては、本議会の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりですので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。
崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

補正予算書、タブレットの11ページ、2款総務費、9目交通安全対策費、説明欄1、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金183万円についてなんですが、対象者ですとか対象のヘルメットがどんなものかといったものは質疑でもありましたので、分かりました。

市内の状況を見ますと、恐らくお子さんだったり、あと外国人の方で自転車に乗られている方が多いのかなという印象を受けているんですけども、そういった外国人の方への周知ですとか、あとヘルメットの着用啓発についてどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 商工観光課や農水産課の協力を得まして、外国人従業員を多く雇用していると思われる事業所へのお知らせなどを検討してまいります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

そうしましたら、企業単位での申請ですとか、外国人実習生を雇っている雇主の方単位、雇主側のほうで一括して申請というのは可能なのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 企業の雇用主が申請を取りまとめて提出していただくことは可能ですけれども、あくまで申請者は補助対象の使用者本人ということになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） 前者と同じように、僕も歳出のほうで、２款１項、ヘルメットですね、183 万円でちょっと伺いたいと思うんですが、本会議で補足説明並びに質疑が議員から入っていましたけれども、ちょっと改めて整理したいので、目的と市内の状況ですか、今もちょっとかぶっていたんですけれども、対象にならない人、対象外の人はどうな方で、その理由をちょっと詳しく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 目的ですけれども、昨年、令和５年４月に施行されました改正道路交通法で自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されまして、市でも県でもヘルメットの着用を推進する啓発活動を実施してまいりました。

しかしながら、ヘルメットの着用率は低い状況にあると。そこで、ヘルメットの着用率の向上を図りまして、県と市町村とが協調して購入者に対する補助を行う、この制度が県のほうで創設されましたので、市でも……。

（発言する人あり）

○市民生活課長（齋藤邦博） ヘルメット購入者に対して補助をする制度が県のほうで創設されましたので、これを受けまして、市でも県補助を活用した自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業を実施することにしました。

それから、対象にならない方なんですけれども、一応要綱の案として考えているところなんですけれども、補助対象者としてしまして市税の滞納のない方、対象の製品にほかの補助金を受けていない方、それから申請者、使用者ですけれども、購入日から補助金の交付を申請する日までの間、旭市に居住していて、旭市の住民基本台帳に記録されている方となっていますので、これらの方以外ということになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 市内の着用率ですか、その辺が低いということですから、どのように調査されましたでしょうか。

着用率、市内はどのぐらいの率であるのかをちょっと伺いたいと思いますのと、要は、僕なんかが学生時代、古い話ですけれども、中学の頃は、ヘルメットを学校から支給してもらって、それをかぶっていたので、それを持っていたんです。今現在、その辺、ちょっと申し訳ない、担当が違うかも分からないけれども、どうなっているのか。

それで、中学生のときにもらったヘルメットは、それはそれ、これはこれで重複して補助が2分の1出るのかどうなのかをちょっと詳しく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市内でのヘルメットの着用率につきましては、議案質疑のところでもアンケートの結果というあまり信用ならない数字を申し上げてしまいましたけれども、市内でと限られると、そういった調査がありませんので分かりません。

ただ、警察庁のほうの調査で、令和5年の7月に調査されたものなんですけれども、駅周辺や商店街などで街頭調査した結果だそうなんですけれども、全国の平均が13.5%、千葉県は6.4%であった。一番低いところは新潟県の2.4%、一番高いところは愛媛県の59.9%だったというふうな結果が公表されておりました。

中学校のほうのヘルメットは、私が聞いているところでは、中学校の生徒には、ヘルメットを購入するための補助つきで、全員にヘルメットが配られていると。そして小学校は、3校だけ同じように配布されているというふうに聞いております。

また、中学生用・小学生用ヘルメットの補助を受けている方でも、別にヘルメットを購入していただく分には、この補助金の申請対象にはなりません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 市内の着用率を見極めた予算だということであるのに、あまり、ちょっとちぐはぐかなというように感じます。ちょっと1回目の答弁は気をつけてもらったほうがいいのかなと思いましたね。

大変なのは分かるんですけれども、これが少額であろうと住宅や車であろうと、やっぱり補助金、税金でありますので、同じようにしっかりと市内の状況を見て、その後の、補助した後の対応も見極めてもらわなければならないと、このように思うんですね。

例えば、住宅や車であると、何年間保有しなければならないとか、そういう縛りがございます。今の中学生の回答であると、全員もらえるんですね、中学生になったら。しかしながら、この補助金も使って新たに買うこともできると。

どうも、二つも使うということは考えづらいので、やっぱり人に譲ったりだとか、そういうことも考えられるんですけれども、そのような点はどのように判断されていますか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 現在の要綱案では、補助金の対象になるものは新品というふうに定めさせていただいておりますので、譲渡の場合には対象にならないこととしております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 要は、補助をもらって、そのもの、実物を手元においても、今はネットで子どもだって、メルカリだとかヤフーオークションだとかそういうのがあるから、その辺は大丈夫なのかなと、どのような判断をされていたかと、そういうふうに伺いたいんですけれども。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 購入先としましては販売店あるいはインターネットなどを通じた通販でも構いませんが、メルカリなどの中古品のやり取りサイトやアプリなどは多くの自治体でも禁止しているところが多いので、我々のほうでもその辺は禁止というふうにさせていただきたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 禁止っていっても、子どもたちにはなかなか理解できないと思うので、どのようにその辺に注意を払っていくのか具体的にちょっと教えてもらいたいと思うのと、あとちなみに、その購入するものですね、要は不良品であっても高額がつくものとか、保証がついている製品とか、いろいろあると思うんですけれども、その辺のところはどのような感覚でいるのか。

例えば、耐久年数だとか使用年数の縛りなんかを検討されているのか伺いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 耐久年数などについては縛りはございませんけれども、5種類の自転車乗車用ヘルメットの安全基準を満たしている新品ということで申請をお受けするというようにしております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） すみません、ちょっと無知なので、その5種類の安全基準というのがどういふものであって、職員の方は業務が大変だと思うが、ぱっと見てそれがどういふような判

別がつくのかをちょっと教えてもらいたいなど。

あと、すみません、ちょっと僕も忘れて漏れてしまっているんですけども、これは市民の対象人数、何人に対して何個分の予算でありましたでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 安全基準につきましては、保証書を確認します。保証書がないものにつきましても、当該ヘルメットに安全基準を受けたマークがついておりますので、その場合は現物を確認させていただきます。

それで、安全基準の認証なんですけれども、一般財団法人製品安全協会のSGマークと言われるもの、それから公益財団法人日本自転車競技連盟のJCFマーク、ヨーロッパ連合のヨーロッパ委員会、CEマークのうちEN1078、これが自転車用ヘルメットの認証番号だそうなので、このもの、それからドイツ製品安全法、GSマーク、それから米国消費者製品安全委員会、CPSCマークのうち自転車乗車用ヘルメットということで、CPSC1203、この5種類ということにしております。

それから、予算上、1件当たり2,000円の補助金を出すということで、915人を想定しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 市内の対象者が何人いるうちの915人であるのか。それから、915人まで、だいぶ少ないですね、件数としては、そこまで落としてしまっている算出の理由を教えてください。

あと、対象となるもの、上限2,000円であるということですが、対象商品の平均価格の調査を行っていると思うが、どのぐらいだったんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 予算額としまして915人と計上したのは、千葉県のほうの補助金の要綱の規定に従ったものでありまして、千葉県のほうでは常住人口の1.5%、1,000人未満切捨ての1.5%ということで、旭市が6万1,000人でしたので、1.5%の915人。県の補助金の額に合わせて市も設定したものです。

それから、平均価格につきましては、すみません、調査はしておりません。高いものと、

1万円とか10万円とかというものもカタログ上に載っておりました。カタログやインターネットサイトで製品にこういったものがあるか一通り調べましたけれども、だいたい3,000円台から4,000円台が中心、安全基準を受けたものの中には2,000円を切るものも幾らかあったということでした。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 僕も、中学校で配られたもの以外の自転車乗車時のヘルメットってかぶったことがないんだけど、例えばどういうところで買えて、市民が一斉に求めていった場合に、数ですね、ある程度確保ができているのかなと、その辺の見込みはどうなっていますでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） お買い求めになる先としては、自転車販売店やホームセンターということになると思います。あるいは、インターネット通販ということになります。

お店のほうの保有在庫とかその辺のことは、すみませんけれども調査しておりません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ある程度分かりました。

安全を保つためにヘルメットの着用が今後進んでいくから、市としてもバックアップをお願いしたいなと思いますけれども、あとその周知ですね、PRに関して、よく広報あさひだとかホームページというふうに言いますけれども、ちょっとある程度具体的に、どの辺に対してどのようにピックアップ、ばあんと市民の目につくような形でやるのか。秘書広報課長でも構いませんので、その辺を教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 先日の議案質疑でも、お店のほうに周知したらどうかというふうにご意見をいただきましたので、その辺も検討しております。

また、先ほど崎山委員のほうからお話がありましたけれども、外国人、確かに外国人の従業員の方が自転車に乗っているところを見かけることが多いので、その辺、外国人従業員の多い事業者へ周知するなど努めたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 今ちょっと僕が想定して言っているのは、やっぱり高齢者なんですよ。本当に熱心に傍聴に来ていただく方も、家の近所の方も、高齢の方に来ていただいていますけれども、やっぱりふるさと納税の制度にしてもこういう告知にしても、なかなか高齢者の方が、僕、必要とするんじゃないかなと思うところにもうちょっと優しく広告をしてもらいたい、そのように思うんですね。

そういう中で、ぜひ、工夫をされているのか、それとも今後何か検討があるのか、別に担当の方は変わってもらっても構わないので、お願いしたいと思いますが。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） ご高齢の方の自転車乗車は大変危険ですので、その辺につきましても、老人クラブや高齢者福祉課の協力などを得まして、周知について検討させていただきたいと思います。

また、これも先日のご質疑の中でも一旦回答しましたが、自転車でお越しになられるような方が多い病院やショッピングセンターなど、そういうところへも何らかの周知を検討してまいりたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第5号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 議案第8号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説

明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

タブレット 11 ページ、2 款 1 項 11 目、説明欄 1 の定額減税調整給付金給付事業 5 億 2,400 万円について質疑させていただきます。

その中の 12 委託料、受付業務等委託料の 2,418 万 5,000 円、こちらの内容、どこに委託するのかを具体的に教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 調整給付金の委託業務の委託先とその内容ということでございます。

委託先でございますが、会社名とかを言ったほうがいいですかね。先日見積り合わせを実施しまして、東京都新宿区にありますキャリアリンク株式会社というところを予定しております。受付業務や人材派遣等を請け負う会社になろうかと思います。

それから、委託の内容でございますが、調整給付金の対象者への案内文書、確認書になりますけれども、こちらのほうの封入・封緘作業、それから送られてきた返送の書類の審査業務、給付金の振込口座の入力作業、受付窓口を設けますので、来庁される方もいらっしゃると思いますので、来庁者の受付対応、書類審査後に給付決定通知書を送付いたしますので、それらの業務、それからコールセンターも一応設けたいと思っておりますので、一般的な給付金の制度概要についての説明、問合せ等の対応、こちらのほうを予定しております。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

今ご答弁で、来庁者の受付対応ということだったんですけれども、実際に市役所の庁舎のほうにこちらのキャリアリンクの方が常に駐在されるという形なんではないでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 委員のおっしゃるとおり、会社の方が何名か来て、そこで受付対応をする予定でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

具体的に何名いらっしゃるのか、何か時給的、こういった契約形態になるのか。何か、時給というんですかね、委託料の中にその方の人材費も含まれているという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） そうですね、委託料の中にそれらの費用が含まれております。

7月から来ていただくように予定しているんですけども、当初はやはり対象者の返送の書類がかなり多く来るとお思いますので、7月から8月ぐらひは、そういったコールセンター業務等も全部含めまして11人程度は来ていただく予定でおります。

その後、9月、10月、11月につきましては、順次人数がちょっと減っていくのかなというふうに今見込んでおります。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

この定額減税なんですけれども、かなり、専用にこういった業者の方を頼まないといけないというか、説明もそうだし、問合せもかなり多いものになると思います。

所得税のほうでいうと、給与計算事務の方の、担当者のかんりの負担ですとか税理士の負担がすごく今問題になっていて、すごく分かりづらひし制度もかなり煩雑ということで、個人的にはもう二度とこういう制度はやってほしくないと思っているところなんですけれども、市の税務課のほうでの職員の業務負担ってどれぐらひ、この定額減税で何か負担が増えたとかがありましたら、ちょっと教えてほしいなと思いました。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 職員にどのぐらひ業務負担が増えたのかということでございます。

定額減税と、それからそれに伴う調整給付金の両方が、納税義務者の被扶養者人数でその額が決まってくるために、当初課税につきまして通常より早めに調整してきておりました。また、それ以外にも、減税額の確認が必要となるなど、職員はそれ相応の負担増にはちょっとなったのかなとは考えております。

また、今回の調整給付金につきましては、これから業務が本格化しますので、この給付事務に係る経費については全額国費で負担されるわけですが、その中で業務委託で補えるところは委託に回しますけれども、コールセンターなんかにつきまして、制度概要は委託

の方にはお願いはできますが、税情報などの個人情報に関しましては、職員しかちょっとそれ
は対応できませんので、一定以上職員の負担は増えるのかなというふうには思っております。

6月に市県民税のほうの納税通知書を発送させていただきましたが、その後の問合せにつ
きまして、だいたい二、三割程度はこの定額減税に関する問合せになっておりますので、その
分、職員の負担は一定程度ちょっと増えているのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

何か短期で、今年度のためだけにこのシステムの改修ですとか、こうやって人材派遣会社
の方をこれだけの多くの予算を使って頼まなければいけない制度になっているので、これはす
ごく非効率なものだなと日々考えているところなんですけれども、なるべく職員の負担が大
きくならないようにやっていただきたいとは思いつつ、ちょっと難しいのかなと。

分かりました。ありがとうございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第9号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説
明したとおりであります。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第10号につきましても、本会議の補足説明並びに議案質疑でご
説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第 11 号につきましても、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第 11 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

議案第 9 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり承認されました。

議案第 10 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり承認されました。

議案第 11 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 41 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎